

千葉県耳鼻咽喉科医会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉県耳鼻咽喉科医会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を医会長指定の施設内に置く。

(構成)

第3条 本会は、千葉県を活動区域とし、その区域内において耳鼻咽喉科医療に従事する医師を主体とし、その他、千葉県外に居住もしくは職場を有する耳鼻咽喉科医で、本会の趣旨に賛同する者、及び本会の趣旨に賛同する法人または個人で、本会が適当と認めた者を以って構成する。

(目的)

第4条 本会は、耳鼻咽喉科医療の充実と県民の健康福祉の向上に寄与すると共に、会員の福祉と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 耳鼻咽喉科医療の啓蒙及び教育に関する事
- (2) 耳鼻咽喉科医療及び社会保障医療に関する事業
- (3) 会員相互の親睦・扶助に関する事業
- (4) 講演会、文化行事等の開催
- (5) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は次の(1)又は(2)もしくは(3)、かつ(4)に該当し、本会の趣旨に賛同する者を以って当てる。

- (1) 千葉県内に耳鼻咽喉科医院を開設又は管理している耳鼻咽喉科医、又は千葉県に居住する耳鼻咽喉科医
- (2) 千葉県内の病院又は診療所に勤務する耳鼻咽喉科医、その他役員会で別に認

める耳鼻咽喉科医

- (3) 県外に居住もしくは職場を有する耳鼻咽喉科医で、本会が適当と認めた者
 - (4) 本会の会員は、原則として日本耳鼻咽喉科学会千葉県地方部会会員であること
- 2 本会の会員は、地域の医師と連携するため、地域にある地区医師会及び県医師会に入会することが望ましい。
 - 3 その他、本会に入会を希望する法人又は個人で、本会が適当と認めた者も会員とすることができる。

(入会)

第7条 会員として本会に入会しようとする者は、所定の手続を完了し、会長の承認を受けなければならない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（会長・副会長を含む）
- (4) 監事 2名

(職務)

第9条 会長は会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠員のときは会長に代わってその職務を行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選出された役員任期は他の同種役員残任期間とする。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が招集し、議長となる。

第4章 事業

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 雑則

(施行細則)

第13条 この会則の施行について必要な事項は、総会・役員会の議決を経て別に定める。

附則

この会則は平成15年6月22日から施行する。